Ⅰ 契約に必要な書類

福祉サービス利用援助契約書等

日常生活自立支援事業は、利用者との契約にもとづいて、福祉サービスの利用や日常の金銭管理を支援する事業です。大阪府（大阪市、堺市を除く）では、実施機関と利用者とで契約を交わします。

原則として福祉サービス利用援助契約書に基づいて利用者との契約を行います。ただし、利用料については各実施機関で金額や徴収方法を定める必要があるため、各実施機関の実情に応じて記載を変更できます。

契約書の解説の中で「（市町村社協）」と標記されている部分については、各実施機関の名称を記載してください。

(1) 大阪府版の契約書の特色

全国社会福祉協議会が作成した「標準契約書」を基本としながら、次の 2 点について、大阪独自の支援もできるようにしています。

① 意思能力喪失後の支援計画書の作成

全国社会福祉協議会の「標準契約書」では、従来の支援計画が利用者の生活にとって適切ではなく、支援計画を変更しようとしても、利用者の判断能力の低下によって新たな支援計画の作成ができない場合は、実施機関からの解約を検討することとなっています。

大阪府版での契約書では、利用者の判断能力が急激に低下した場合に備えて、利用者の希望によりあらかじめ「意思能力喪失後の支援計画書」を作成し、判断能力がほとんどなくなった後の支援内容や方法を定めておくことができます。

詳しくは**Ⅴ「意思能力喪失後の支援計画書の解説」（p48～）**を参照してください。

② 福祉サービス利用援助契約特約書の作成

利用者の死亡後、生前に発生した支払い等の事務を行う身寄りがない等の場合に、利用者と死後の事務について「特約」を定めておけば、実施機関がその費用の支払いを行うことができます。

詳しくは**Ⅶ「福祉サービス利用援助契約特約書の解説」（p55～）**を参照してください。

(2) 契約書の構成

契約書は、次の書面で構成されます。

① **福祉サービス利用援助契約書（様式第 9-1 号）**…契約書の本体
② **支援計画書（様式第 10-1、2 号）**…援助の内容を具体的に定めた書面
③ **預かり書（様式第 12 号）**

以下は契約書の一部としてサービスを行う場合に作成します。

④ **意思能力喪失後の支援計画書（様式第 11 号）**
⑤ **福祉サービス利用援助契約特約書（様式第 13 号）**